

建設工事等に係る最低制限価格の算出に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一宮市契約規則(昭和50年一宮市規則第16号。以下「契約規則」という。)第45条第1項により最低制限価格を設ける場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 税抜き予定価格 契約規則第43条に規定する予定価格から消費税及び地方消費税の額を除いた価格をいう。
- (2) 税抜き最低制限価格 契約規則第45条第1項に規定する最低制限価格から消費税及び地方消費税の額を除いた価格をいう。
- (3) 契約担当課長 契約規則第2条第4号に規定する者をいう。

(対象)

第3条 この要領の規定により最低制限価格を設ける対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 設計金額200万円を超える一般競争入札又は指名競争入札に付する建設工事
- (2) 設計金額100万円を超える指名競争入札に付する建設工事に伴う設計、測量、調査、コンサルタントの各業務その他これらに類するもの(以下「設計業務等」という。)

(税抜き最低制限価格の設定)

第4条 税抜き最低制限価格は、建設工事の場合にあつては税抜き予定価格に0.89を、設計業務等の場合にあつては税抜き予定価格に0.71をそれぞれ乗じて得た額を税抜き最低制限価格基準値(以下「基準値」という。)とし、基準値に次条第1項の規定により算出した係数(以下「ランダム係数」という。)を乗じて得た額(千円未満切り捨て)とする。この場合において、予定価格を作成する者は、基準値を予定価格を記載した書面に記入するものとする。

- 2 前項において定める税抜き最低制限価格は、契約担当課長が入札書受付締切後から開札前までの間に作成しなければならない。
- 3 予定価格を記載した書面には、税抜き最低制限価格の算定の根拠となる計算書を添付しなければならない。

(ランダム係数)

第5条 ランダム係数は、入札書受付締切日の日経平均株価終値の小数第1位の値を別表の行番号、小数第2位の値を列番号にあてはめ、その行と列が交差した箇所の値とする。ただし、不測の事態等により日経平均株価が公開されない場合のランダム係数については、100通りの中から一つを選択するくじ引きの値を当該入札書受付締切日の日経平均株価終値とみなし、本文の規定を準用して決定する。

- 2 前項の規定により決定したランダム係数は、開札後に契約課のウェブサイトで公表する。

付 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札の公告等の通知をする建設工事及び設計業務等について適用し、同日前の入札の公告等の通知をした建設工事及び設計業務等については、なお従前の例による。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札の公告又は指名競争入札通知をする建設工事について適用し、同日前の入札の公告又は指名競争入札通知をした建設工事については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札の公告又は指名競争入札通知をする建設工事について適用し、同日前の入札の公告又は指名競争入札通知をした建設工事については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札の公告又は指名競争入札通知をする建設工事について適用し、同日前の入札の公告又は指名競争入札通知をした建設工事については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札の公告又は指名競争入札通知をする建設工事について適用し、同日前の入札の公告又は指名競争入札通知をした建設工事については、なお従前の例による。

別表

ランダム係数表

小数第二位の値 (列番号)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
小数第一位の値 (行番号)										
0	0.9900	0.9902	0.9904	0.9906	0.9908	0.9910	0.9912	0.9914	0.9916	0.9918
1	0.9920	0.9922	0.9924	0.9926	0.9928	0.9930	0.9932	0.9934	0.9936	0.9938
2	0.9940	0.9942	0.9944	0.9946	0.9948	0.9950	0.9952	0.9954	0.9956	0.9958
3	0.9960	0.9962	0.9964	0.9966	0.9968	0.9970	0.9972	0.9974	0.9976	0.9978
4	0.9980	0.9982	0.9984	0.9986	0.9988	0.9990	0.9992	0.9994	0.9996	0.9998
5	1.0000	1.0002	1.0004	1.0006	1.0008	1.0010	1.0012	1.0014	1.0016	1.0018
6	1.0020	1.0022	1.0024	1.0026	1.0028	1.0030	1.0032	1.0034	1.0036	1.0038
7	1.0040	1.0042	1.0044	1.0046	1.0048	1.0050	1.0052	1.0054	1.0056	1.0058
8	1.0060	1.0062	1.0064	1.0066	1.0068	1.0070	1.0072	1.0074	1.0076	1.0078
9	1.0080	1.0082	1.0084	1.0086	1.0088	1.0090	1.0092	1.0094	1.0096	1.0098